

平成 2 9 年 度

第 4 回 千 葉 市 環 境 影 響 評 価 審 査 会

議 事 録

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日（火）

千 葉 市 環 境 局 環 境 保 全 部 環 境 保 全 課

平成 29 年度第 4 回千葉県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成 29 年 12 月 19 日（火） 午後 3：00～4：33

2 場 所：千城台コミュニティセンター 1 階 多目的室

3 出席者：（委員）

岡本会長、北原副会長、高橋委員、町田委員、杉田委員、
大原委員、根上委員、土谷委員、鶴見委員、諏訪園委員、
佐久間委員、羽染委員、川瀬委員

（事務局）

矢澤環境保全部長、御園環境総務課長、安西環境保全課長
木下環境規制課長、山内温暖化対策室長、川西自然保護対策室長
遠藤環境保全課課長補佐

4 議 題

（1）千葉県北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書について（諮問）

（2）その他

5 議事の概要

（1）千葉県北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書について（諮問）

千葉県北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書について、会長に対し、諮問した。

（2）その他

今後のスケジュールを確認した。

午後 3時00分 開会

【遠藤環境保全課課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第4回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たり、環境保全部長の矢澤よりご挨拶を申し上げます。

【矢澤環境保全部長】 環境保全部長の矢澤でございます。まず、視察お疲れさまでございました。自分の体調が余りすぐれないせいもあるかもしれませんが、非常に寒く感じました。皆さん、体調のほうは大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、平成29年度第4回環境影響評価審査会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より環境行政はもとより市政全般にわたりご指導、ご協力いただいておりますことを、重ねて御礼を申し上げます。

このたび、千葉市若葉区にございます北谷津清掃工場を撤去し、新たな清掃工場建設計画に係る環境影響評価方法書が提出されております。本方法書に対する市長意見の形成に当たりまして、千葉市環境影響評価条例に基づき、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書についての諮問をさせていただきますので、各委員の皆様におかれましては、ご審議のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【遠藤環境保全課課長補佐】 次に、本日の審査会の成立についてご報告いたします。

千葉市環境影響評価条例施行規則第95条第2項の規定により、この審査会の開催につきましては、委員の半数以上の出席が必要です。委員総数18名のところ、本日は13名の方にご出席いただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、三澤委員、矢野委員、唐委員、櫻庭委員、田部井委員の5名の委員の方からは欠席のご連絡をいただいております。

次に、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。机上に配付いたしております次第と席次表、それぞれA4判の1枚のものになります。続きまして、資料1といたしまして、事前に皆様にお持ちいただくようお願いしておりました千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書、同方法書の要約書及び方法書のあらまし。資料2といたしまして、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る審査経緯と今後のスケジュールについて、こちらも机上配付のA4判1枚のものとなります。続きまして、参考資料が1から4までございます。タイトルの読み上げは省略いたしますが、不足がないかをご確認願います。最後に、事業者が作成した資料としまして、パワーポイント

ト資料A4判カラーの資料一式、こちらにも机上配付のものとなります。

以上ですが、不足、乱丁等ございますでしょうか。もし会議の途中でお気づきになられた場合は事務局にお申し出ください。

次に、会議、議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉市情報公開条例の規定により公開となっております。議事録も、委員の皆様のご承認をいただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様におかれましては、お配りした「傍聴要領」に記載されている事項を遵守くださいますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

【岡本会長】 岡本でございます。師走のお忙しい中お集りいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。これからは、私、着席して進めますので、説明してくださる方も着席したままで結構でございます。

それでは、初めに議題 1「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書について（諮問）」です。

事務局より説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 このたび、千葉市環境影響評価条例に基づきまして、平成 29 年 9 月 19 日付で千葉市から千葉市北谷津清掃工場建設に係る環境影響評価方法書の送付を受けたところでございます。つきましては、市長意見の形成に当たりまして、千葉市環境影響評価条例第 14 条の規定に基づきまして、環境影響評価方法書につきまして諮問をさせていただくものです。早速、諮問をさせていただきます。

（矢澤環境保全部長より岡本会長へ諮問書手交）

（諮問書の写しを配付）

【岡本会長】 ただいま、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書についての諮問を受けましたので、この審査会で審議していきたいと思います。

次に、議題（1）の説明についてですが、最初に事務局から、その後、事業者から事業概要や方法書に関する説明があります。

では、最初に事務局から手続等について説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは、事務局から 3 点ほど説明させていただきます。

まず、1 点目といたしまして、清掃工場に係る環境影響評価手続について、2 点目としまして、本計画の審査経緯とスケジュールについて、そして、3 点目としまして、平成 28 年度の千葉市の環境状況について、それぞれ資料に沿って説明させていただきます。

初めに、清掃工場に係る環境影響評価手続につきまして説明させていただきます。参考資料 1 をご覧ください。（1）と（2）に明記してございますが、まず、方法書

の概要について説明させていただきます。環境影響評価制度につきましては、事業者が事業内容を決めるに当たり、環境にどのような影響を及ぼすのか、事業者自らが、調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、広く意見を聞きながら環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていく制度でございます。今後、事業者につきましては、環境にどのような影響を及ぼすかを調べていくこととなります。その際に、どのような項目について、どのような方法で、調査、予測、評価を行うかを示したものが環境影響評価方法書でございます。このたび、この方法書についてご審査をいただくこととなります。事業者につきましては、市民、専門家、地方公共団体などの意見を聞きまして、評価項目や調査方法等を決定することとなります。

具体的な手続としましては、下にフローをご覧ください。まず1番目としまして、事業者は方法書・要約書を市に提出いたします。2番目として、一般の方に広く周知するための説明会を開催いたします。3番目として、市は環境保全の見地から広く意見を求めます。そして、その意見を事業者に送付いたします。それとともに、市としましても事業者に環境保全の見地から意見を提出することとなります。今後、事業者につきましては、この市長の意見の内容等を尊重し、評価項目や調査方法等を選定するとともに、調査・予測などの環境影響評価を行うこととなります。

続きまして、審査の経緯と今後のスケジュールについて説明させていただきます。資料2をご覧ください。

本案件の経緯につきましては、1つ前の手続となります計画段階環境配慮書が昨年の平成28年12月に市に提出されました。その後平成29年3月に審査会に諮問させていただき、4月に答申を取りまとめていただき、4月27日付で市長意見を提出したところでございます。

また、方法書につきましては、今年の9月に送付され、10月の初めから10月いっぱい方法書の縦覧、11月15日まで住民意見の聴取を行いました。また、この計画の住民説明会を10月21日から11月2日までの間で、千葉市内で2回、佐倉市、四街道市、八街市で各1回実施したところでございます。この経緯ののち、本日19日に諮問させていただきました。

今後の流れといたしましては、平成30年1月31日の第5回審査会にて答申を取りまとめていただきたいと考えております。2月13日までには市長意見を提出することとなっております。

なお、本計画につきましては、平成33年に着工、38年に稼働開始という予定となっております。

続きまして、28年度の千葉市の環境状況につきまして説明させていただきます。

【木下環境規制課長】 環境規制課長の木下でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、今回の審査の前提となります本市の環境の現況についてご説明をさせていただきます。

本市では、法令に基づき、大気、水質等、環境の監視を実施し、前年度に実施した測定結果については、毎年 8 月上旬に千葉県と同日に公表しております。今年の 8 月に公表した平成 28 年度の測定結果についてご説明をさせていただきます。別添の環境白書の抜粋でございます参考資料の 2 をご覧ください。

まず、大気の測定についてですが、1 ページをご覧ください。図 4-1-A に、一般環境大気測定局 13 局、自動車排出ガス測定局 5 局、計 18 カ所の測定局の位置を示しております。このうち、7 番の「花見川第一小学校測定局」につきましては、学校の統廃合により、本年度から「花見川小学校測定局」に名称を変更しておりますことを申し添えます。測定結果は 2 ページにあります表 4-1-①のとおりです。二酸化窒素につきましては、全測定局で環境基準を達成、また、千葉市環境目標値につきましては、自動車排出ガス測定局 1 局を除く 17 局での達成となっております。また、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質いわゆる PM2.5 及び一酸化炭素につきましては、全測定局において環境基準及び千葉市環境目標値を達成しております。このうち、PM2.5 につきましては、平成 27 年度に引き続き全ての測定局での達成となっております。

なお、光化学オキシダントにつきましては、全測定局において環境基準及び千葉市環境目標値を達成できませんでした。これは全国的に同様の傾向となっております。

続きまして、4 ページの表 4-1-②、市内 12 点で行った降下ばいじんの測定結果の一覧表を示しております。降下ばいじんにつきましては、環境基準は設定されておりますませんが、本市では「月間値の年平均値が 1 カ月 1 ㎥当たり 10 t 以下であり、かつ、月間値が 1 カ月 1 ㎥当たり 20 t 以下であること」という環境目標値を設定しており、平成 28 年度は 12 地点中 10 地点で達成しております。

続きまして、水質の状況についてです。本計画との関係がある海域の調査結果についてご説明をさせていただきます。5 ページになります。図 4-2-H をご覧ください。本市では、海域に環境基準の補助点として、No.1、No.3、No.5 の 3 地点、市独自調査地点として No.8 の 1 地点を設定し、計 4 地点で調査を実施しております。

次に、6 ページの表 4-2-②をご覧ください。水質汚濁防止法の総量規制項目である COD、全窒素、全りんについては、環境基準補助点の 3 地点において環境基準を達成しました。その地点のうち、環境目標値が設けられている No.5 において、COD は環境目標値を達成できませんでした。また、市独自調査地点の No.8 においては、COD、全窒素、全りんの項目について、環境基準及び環境目標値を達成することができませんでした。

次に、自動車騒音についてですが、7 ページになります。表 4-3-⑤をご覧ください。平成 28 年度は、45 地点において自動車騒音の状況を調査し、面的評価を行ったところ、昼夜間とも基準値以下であった割合は 87.6%でした。

ここで、8 ページ、一番最後のページですけれども、ご覧ください。路線別の面的評価の結果を表 I-25 (5) に示しておりますが、当該事業区域の近傍道路である千

葉川上八街線については 98.8%となっており、全市域の 87.6%に対し、昼夜間とも基準値以下であった割合が高くなっております。

以上で説明を終わります。

【安西環境保全課長】 事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何か質問などがございましたらお願いしたいと思います。先生方よろしくお願いいたします。

いかがでしょう。

もし質問がなければ、この後事業者からの説明になりますので、移らせていただきたいと思います。先生方よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、続いて事業者からの説明になります。事業者が入場するまで、しばらくの間、お待ちください。よろしくお願いいたします。

(事業者 入室)

【岡本会長】 よろしいでしょうか。

それでは、これより、千葉市廃棄物施設課より説明があります。よろしくお願いいたします。

【市毛廃棄物施設課長】 廃棄物施設課の市毛と申します。ただいまより、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書の概要についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

本日はご説明する内容は、スクリーンにお示しした 6つの項目です。

初めに、千葉市の環境影響評価手続です。本事業は、市の要綱及び条例に基づいて、環境影響評価手続を実施しています。詳細については、先ほど環境保全課様からご説明がありましたと思いますので、割愛させていただきます。

方法書の内容に入る前に、さきに行った配慮書手続について概要をご説明いたします。配慮書では、事業の計画について複数案を設定し、それぞれの環境影響の検討を行っています。本事業では処理方式についてシャフト炉式と流動床式の 2 案、施設配置について、煙突北側配置案と南側配置案の 2 案について検討を行いました。処理方式に関する複数案に対する評価結果は、いずれの案とも重大な影響が生じることはなく、複数案の比較では大気質・悪臭は同程度、廃棄物については i 案のほうが、温室効果ガスについては ii 案のほうが、より環境に配慮した案であると評価しました。

なお、本事業では、性能発注方式により整備を行う計画であり、発注段階では処理方式が決定しません。このため、本検討結果を発注関連資料として添付し、建設事業者にさらなる環境面での配慮を促すなど、今後、処理方式の選定に十分に配慮することとしています。

施設配置に関する複数案の評価結果は、①案、②案ともに重大な影響が生じるこ

とはなく、比較すると、大気質、悪臭、騒音、振動は同程度、日照障害及び景観については、ともに①案のほうがより環境に配慮した案であると評価しました。本施設は、煙突・建屋とも既存の施設より大きくなることを避けるのは困難であり、日照障害及び景観については、一定の影響が生じることが想定されるため、より影響の小さい①案を選定することが望ましいこと。また、施設の運営の観点からも、敷地内にごみ搬入車両の待機スペースをより確保できる等の理由から、①案が望ましいことから、施設配置に関する複数案については煙突北側配置を選定することとしました。

それでは、ここからは方法書の内容についてです。

まず、対象事業の概要についてです。事業の背景・目的として、市民の協力により焼却処理ごみ量が減少していることから、これまでの3清掃工場体制から、2つの工場を運用しながら1つの工場の整備を行う3用地2清掃工場運用体制へ移行することとし、平成29年3月をもって、老朽化が進行していた北谷津清掃工場の運転を停止しました。また、残りの北清掃工場、新港清掃工場についても、老朽化が進行していく状況にあることから、計画的な整備が必要となっています。以上の背景により、本事業は施設の計画的な整備の観点から、稼働を停止した北谷津清掃工場の用地を活用した新清掃工場の建設を行うものです。

計画施設の概要について、事業者は千葉市、所在地は旧北谷津清掃工場の用地、区域面積は3万1,710㎡です。処理能力は1日当たり585tで、旧北谷津清掃工場より大きくなります。また、処理対象物は千葉市から排出される一般廃棄物で、ごみの受け入れ時間は月曜日から土曜日の8時15分から16時、焼却炉の稼働時間は24時間連続となります。煙突高さは130mで、既存の施設の100mより高くなります。また、運用開始は平成38年度を予定しています。

対象事業実施区域は、位置図に示すとおり千葉市の北東側に位置し、近隣の市としては四街道市、佐倉市、八街市があります。詳細図で示す赤枠の範囲が対象事業実施区域です。

次に、土地利用計画及び建築計画です。土地利用計画は、煙突を北側に配置し、建築物等として工場棟、計量棟、ストックヤードなどを配置し、また、緑地、構内道路、駐車場を整備する計画となっています。建築計画はご覧のとおりで、工場棟の建屋高さは43m程度を予定しています。

処理方式については、冒頭でご説明したとおり、ガス化熔融方式のシャフト炉式または流動床式の2つの案としています。各処理方式の概要は、シャフト炉式は製鉄用の溶鉱炉のような炉の中で乾燥、熱分解、熔融を行い、ごみは全て熔融し、スラグやメタルとして回収します。一方で、流動床式は、炉内の高温の砂の熱によって熱分解を行い、炭化物と灰は旋回熔融炉で熔融します。準備書作成の時期には処理方式が決定する予定ですので、決定した処理方式における環境影響評価を詳細に検討する計画としています。

計画施設における主な公害防止基準についてです。大気質については、法による

規制値に対して同等、またはより厳しい計画値を設定しており、また旧北谷津清掃工場の計画値と比べても、より厳しい値としています。

なお、水銀については、大気汚染防止法の改正に伴い、新たに排出基準が定められることから、新設の廃棄物焼却炉の基準である $0.03 \text{ mg/m}^3 \text{ N}$ を計画値とします。

騒音や振動は、法令等の規制値を遵守いたします。また、表には示しておりませんが、排水や悪臭についても法令等の規制値を遵守いたします。

次に、公害防止計画についてです。大気質汚染防止のための計画としては、ばいじんはろ過式集じん器で捕集するなど、ご覧のような排ガス処理対策を講じることとしています。また、騒音については、著しい騒音を発生する機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、隔壁、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置するなど、振動については、振動が発生する機器は十分な防振対策を講じるなど、ご覧のような対策を講じる計画です。

ごみ搬入車両等の主な搬出入ルートは、先ほど走行いたしました主要地方道千葉川上八街線や、対象事業実施区域の南側を走る市道を利用する計画です。また、走行する車両はごみ搬入車両のほか、スラグや飛灰処理物を搬出する車両、通勤車両などがあり、1日当たりで大型車が285台、小型車が42台程度となります。

平成33年度から旧北谷津清掃工場の解体撤去工事を開始し、平成34年度からは新清掃工場の建設工事を行います。平成34年度から建築土木工事を開始し、建築工事、プラント工事の後、試運転を経て平成38年度からの供用開始を予定しています。

配慮書に対する市長意見は、平成29年4月27日付で受領しています。市長意見の内容と対応について要点をご説明いたします。

総論として、複数案に関して、「処理方式の決定に当たっては、配慮書等に対する意見を踏まえ、環境への負荷を可能な限り低減する方式を選ぶこと」、「方法書においては、最も環境に影響を与える場合を想定した調査、予測及び評価方法を明らかにすること」とのご意見をいただきました。これに対して、本検討結果を発注関連資料として添付するなど、処理方式の選定に十分に配慮します。また、方法書においては、いずれの処理方式の場合でも対応できるよう、最も環境に影響を与える場合を想定した調査、予測及び評価方法としました。

各論として、大気質・悪臭に関して、「既存建物の解体に当たっては、粉じんの飛散防止に万全を期すこと」とのご意見をいただきました。これに対して、粉じんの飛散防止に万全を期するとともに、特に石綿及びダイオキシン類等の飛散・漏えいの防止対策に徹底を図ることとしています。

大気質・悪臭に関する2つ目として、「旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であることから、周辺環境への影響を可能な限り低減すること」とのご意見をいただきました。これに対して、可能な限り最新排出ガス規制適合車を採用するよう努めるとともに、定期的な整備・点検の実施、エコドライブの徹底等の対策を講じ、また、天然ガス車を優先的に導入するとともに、電気自動車や燃料電池車等についても長期的な視点でさまざまな車種について検証した上で導入する計

画としています。

大気質・悪臭に関する 3 つ目として、「悪臭について、地域住民への影響が懸念されることから、可能な限り低減すること」とのご意見をいただきました。これに対し、施設からの悪臭については、プラットホームは臭気が外部に漏れない構造とする等の悪臭防止対策を講じ、ごみ搬入車両については、洗浄装置を屋内に設置し、施設を出る際には洗浄を行ってから場外に出る計画とします。

また、騒音・振動に関することとして、「既存建物の解体に当たっては、騒音及び振動の防止に万全を期すこと」とのご意見をいただきました。

騒音・振動に関する 2 つ目として、「車両から発生する騒音が周辺環境に与える影響を可能な限り低減できるように努めること」とのご意見をいただきました。これに対し、定期的な整備・点検の実施、エコドライブの徹底等の対策を講じます。

また、3 つ目として。「ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の導入などによる騒音低減に努めること」とのご意見をいただきました。これに対しては、天然ガス車を優先的に導入するとともに、電気自動車や燃料電池車等についても、長期的な視点でさまざまな車種について検証した上で導入する計画としています。

続いて、生物への影響に関することとして、「既存樹木の保全に努めるとともに、雨水地下浸透化の推進など、大草谷津田いきものの里を含めた近隣自然環境に大きな影響を及ぼさないよう配慮すること」とのご意見をいただきました。これに対し、既存樹木を保全するよう努めるとともに、雨水地下浸透化については、近隣自然環境への配慮を念頭に検討を行ってまいります。

土壌・地下水への影響に関することとして、「土壌汚染の現況及び地下水への影響を方法書以降で明らかにすること」とのご意見をいただきました。これに対し、本事業は土壌汚染対策法の対象となることから、今後、汚染状況等の調査を行っていきます。

また、廃棄物等に関することとして、「可能な限り再資源化に努めること」とのご意見をいただきました。

最後に、温室効果ガスに関することとして、「シャフト炉式、流動床式、それぞれの温室効果ガスの排出量、削減量について算定根拠を示すとともに、事業計画の詳細を決定するに当たっては、施設稼働に伴い発生する温室効果ガスの一層の排出削減に向けて検討し、その過程についても明らかにすること」とのご意見をいただきました。これに対し、処理方式については本検討結果を発注関連資料として添付するなど、処理方式の選定に十分に配慮します。また、準備書作成の時期には処理方式が決定する予定であることから、決定した処理方式における環境影響の程度や配慮書に記載した環境保全措置の内容について詳細に検討を行う計画としています。

温室効果ガスに関する 2 つ目として、「ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の導入による排出削減に努めること」とのご意見をいただきました。これに対し、天然ガス車を優先的に導入するとともに、電気自動車や燃料電池車等についても長期的な視点でさまざまな車種について検証した上で導入する計画としています。

さらに、拠点回収事業で収集した廃食油をバイオマス燃料に再資源化し、ごみ運搬車両で利用する計画です。

以上の意見に対し、確実に対応することができるよう、調査、予測、評価項目の選定を行いました。

方法書に係る住民説明会は、各関係各市の広報及びホームページで周知を行い、スクリーンに示しております日程で 5 回開催しました。参加人数は、全ての会場を合わせて 18 名で、近隣住民の同意、調査結果の公表などについての質問がありました。

本事業の概要についてのご説明は以上です。

【事業者 A】 続きまして、アセス部分についての概要についてご説明いたします。座ったままで失礼いたします。

では、続きまして、対象事業実施区域及びその周囲の概況についてです。

スライドには、土地利用現況図を示しています。対象事業実施区域周辺は、大きく区分すると西側に住宅地等のピンク色の建物用地が、東側に緑色の森林やベージュ色の農用地が混在した地域が見られます。また、近傍を見てみますと、北東側や南西側は山林などとなっており、西側には大草谷津田いきものの里があります。西側から北側にかけては、住宅や農地、民間の事業所や資材置場などが混在しています。南東側は若葉いきいきプラザや、北谷津温水プール等の公共施設や事業所などが見られ、市街地と自然が組み合わさった土地利用となっております。なお、対象事業実施区域の用途地域は市街化調整区域となっております。

次に、環境影響評価の項目です。環境影響評価を行う項目については、本事業の影響要因として、工事中は解体機械や建設機械の稼働、工場用車両の走行などがあります。また、供用時については施設の存在、施設の供用による影響として施設の稼働に伴う排出ガス等や廃棄物の搬出入などがあります。これらの項目を整理し、今回、環境影響評価を行う項目に白丸の印をつけています。

なお、配慮書の中で、方法書段階において選定する項目も示しておりましたが、事業計画の内容や地域特性から変更した点がありますので、補足させていただきます。黄色く塗った部分が変更した項目になり、「大気質」から「悪臭」については変更はありませんが、「水質」については、工事中、供用時ともに排水を下水道に放流することから、選定しないこととしております。また、「土壌」の項目については、「有害物質」と「表土」の 2 つの項目がありますが、有害物質を項目として選定し、表土は植栽の生育基盤に関するものであり、現況から大きな変化はないため、配慮項目として選定しております。なお、配慮項目とは、調査、予測、評価は行わないものの、配慮の内容を検討する項目です。

次に、植物以降の選定項目です。施設の存在による植物、解体機械、建設機械の稼働による動物及び水生生物を追加しています。また、ふれあい活動の場については、近傍に大草谷津田いきものの里があるものの、直接的な影響がないことから、工事用車両や廃棄物運搬車両による配慮項目としました。

変更点は以上になります。

次に、選定した項目について、調査、予測、評価の手法をご説明いたします。

調査については、現況調査を行う項目として、大気質・気象、悪臭、騒音・振動・低周波音などがあり、土壌については、土壌汚染対策法に基づいてアセスとは別に現況調査を行うことから、その結果がまとめられた既存資料を整理することにより把握します。そのほか、安全、廃棄物等、温室効果ガスについては、現況調査は行わず、既存資料等をもとに行っていきます。

次に、現況調査の内容についてご説明します。

まず、環境大気質の調査ですが、この地域のベースとなる大気の濃度を把握するために現況調査を行います。調査地点は、地域の風の状況や住宅等の分布状況を踏まえて、対象事業実施区域内の 1 地点と周辺 4 地点の計 5 地点で行います。項目は、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類、降下ばいじん等の項目を 4 季節でそれぞれ調査を行います。右下に写真を示しているとおり、測定小屋の中に機械を設置して調査を行っていきます。

次に、地上気象の調査は、環境大気質と同様に対象事業実施区域内の 1 地点と周辺の 4 地点で行います。対象事業実施区域内の調査項目は、風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量を 1 年間連続で調査します。周辺の 4 地点では、風向、風速を大気質の調査と同様の時期、期間に行っていきます。

次に、上層気象の調査です。煙突からの排ガスがどのように拡散するのかを調べるため、上空の風の流れや温度の変化を、写真にあるような気球にヘリウムガスを詰め、観測器をつけて飛ばします。こちらについても、4 季節でそれぞれ 7 日間行います。

次に、道路沿道の大気質調査です。工事中に工事関係車両、供用時にはごみ搬入車両等が走行することから、道路沿道の環境を調査します。図に示した主要道路上の緑色の地点で、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向、風速について、4 季節、各 7 日間の調査を行います。また、オレンジ色に示した 3 地点で交通量の計測も行います。

悪臭については、悪臭の原因となる特定悪臭物質の濃度と、人間の嗅覚を用いた指標である臭気指数を、工場を挟んだ風上、風下の敷地境界付近の 2 地点と最寄りの住居付近の計 3 地点で調査します。調査時期は、夏季に 2 回実施いたします。

次に、環境騒音・振動、低周波音の調査です。いずれも対象事業実施区域の敷地境界付近の 4 地点で、平日と休日に調査を行います。なお、振動については、植栽地の中では適切に測定することができないため、そのような地点では工場側に少しずらして測定を行います。

次に、道路交通騒音・振動の調査は、沿道の住居等の分布状況を考慮して、主要走行ルート上の緑色の 3 地点で、平日と休日に調査を行います。また、オレンジ色で示した 3 地点で、あわせて交通量などの計測も行っていきます。

次に、日照障害については、建物により日影が生じる範囲において、現況の日陰

の状況や周辺の地形、日照障害の影響を受ける恐れのある建築物等について現地を踏査し、写真撮影等により記録をする方法により調査します。また、電波障害については、事前に行う机上検討において算出される電波障害が生じると予測される範囲とし、現在のテレビの受信強度等について調査を行います。

次に、動物、植物については、対象事業実施区域内及び周辺 200m を調査範囲とし、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類等の各動物、それから、植物の生態に合わせた時期に調査を行います。また、猛禽類については行動圏が広いことから、周辺 3 km の範囲を調査対象とします。また、水生生物については、対象事業実施区域内にある水域で行います。

景観の調査は、対象事業実施区域周辺の眺望点や、日常的な視点の場となっている場所など 9 地点を選定し、着葉季と落葉季の 2 回調査を行います。写真を撮影し、現在の景観の特性を把握します。

調査については以上になります。

次に、予測評価の手法についてですが、予測の基本的な手法としては予測項目の内容に応じて、計算やシミュレーションなどによる方法、イメージ写真などによる視覚的な方法、調査結果・事業計画・類似事例などに基づいた方法から、適切な手法を選定していきます。

また、評価については、回避・低減、基準・目標との整合の観点から行い、また、必要に応じて現在の環境と比較した変化を踏まえて行っていきます。

最後に、今後の手続きのスケジュールについてです。今後は、住民の意見や審査会での意見をもとにした市長意見を受領し、それを踏まえて調査・予測・評価の手法を決定します。その後、約 1 年間にわたる現況調査を行い、その結果をもとに予測・評価を行って、その結果を記載した準備書の作成を行う計画としております。

説明は以上となります。長時間にわたってのご清聴ありがとうございました。

【岡本会長】 説明、どうもありがとうございました。

ただいまの事業者の説明について、順次ご質問をいただくところですが、その前に、関係市から寄せられた意見について事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【安西環境保全課長】 本計画の関係市にあたります佐倉市、四街道市、八街市の 3 市のうち、佐倉市さんから意見をいただいておりますので紹介させていただきます。参考資料 3 になります。1 枚めくっていただきまして、3 点ほどいただいております。

まず、1 点目、処理方式の選定を含む設備計画の策定に当たっては、施設から排出される環境負荷が最小限となるよう配慮をお願いいたします。また、配慮及び対策の内容を佐倉市にもお伝えいただくようお願いします。

2 点目、既存工場の解体に際しても、シートによる遮蔽等の粉じん対策やダイオキシン類、アスベスト調査など、環境に配慮した十分な対策の実施をお願いいたします。

そして、3 点目、環境影響評価を行う大気質・気象のモニタリング調査については、

佐倉市内においても調査を行い、稼働後の周辺環境への影響に関する調査との比較検討が行えるようお願いいたします。

以上、3点ほどいただいております。

今後、答申等を取りまとめていただくに当たりまして、これらの意見を踏まえながら検討していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。先生方よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの方法書等の説明内容につきまして、皆様方よりご質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

先生、お願いします。

【川瀬委員】 今の事業者説明と方法書と両方に関係するのですが、焼却処理量として平成26年度で25万531tという数字が上がっていて、それを1日換算すると680tぐらいになるのかなと思います。将来的にはこれを22万tにするということで、これも1日換算すると600tになると、今回の施設の処理能力が585t/日ということになっていて、全体の処理能力に対してかなりの処理能力になっている。2施設で配分することと、24時間連続運転を前提としてということになると、2つの施設をどういう配分で運転するのかについて、伺いたいというのが1つの質問です。

【岡本会長】 ただいまの質問につきまして回答をお願いいたします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 廃棄物施設課です。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問ですが、先ほどちょっと説明しましたが、平成26年度は約25万tということで、可燃ごみの想定をしております。実は、今回の3用地2清掃工場運用体制ということで、計画的に中間処理施設整備をしなければいけないところで、目標年次を平成43年度と定めております。そのときの可燃ごみ量を等分すると、522tということになります。実際に先ほどちょっと見ていただいた北谷津新清掃工場につきましては、可燃物のほかに他所灰、もう1個のほうから出てくる灰を処理する。ここの処理対象物というのがありますが、可燃物だけではなくて破砕不燃残渣、これは新浜リサイクルセンターというところで粗大ごみを破砕して可燃と不燃を分けている施設ですけれども、そこから出てくる不燃残渣、ただいま埋立場に埋めているものでございます。それと、市内の他施設からの焼却主灰、もう1つの工場については現状のストーカ処理を予定しております。そこからは今までと同じように灰が出てきまして、今は埋めています。ということで、2つの工場を当分するのですが、北谷津新清掃工場については、可燃ごみのほかに破砕不燃残渣と市内の他施設からも焼却主灰が出てきますので、それだけ能力が大きくなっているということでございます。

以上です。

【岡本会長】 先生、お願いします。

【川瀬委員】 そうしますと、先ほどの事業説明のところで平成 26 年度の 25 万 t、あと、この方法書のほうで、先ほども言いましたけれども目標は 22 万 t に減らすということになっている点について、資料をつくっておいていただけるとありがたい。この数値だけを見ると、全体処理量に比べて大分大きいように思いましたので。

また、この後、処理方式の比較検討が行われるわけですが、そのときにピーク同士で比較すると、必ずしも比較が適正にならない場合がある。装置というのは 100% 運転したときと 50% とか 60% で運転したときは特性が変わるはずなので、そうすると 100% で比較して A のほうがいいよと言っても、実際 60% しか運転しない状況だとすると、その比較結果が変わる可能性があります。運転実態を考慮した比較にしてくださいといいと思います。

【岡本会長】 それでは、事務局より回答をお願いいたします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 まず最初の数字です。実際に予測する量、現況のごみ量もあります。ですから、先ほどあった 22 万 t というのは、これだけ減ればいいなという削減目標であります。ですから、現状の推計ですけれども、人口減だとか一人当たりの排出減という形で推計していきまして、当然、計画どおりにいかないということもあるということで、施設整備については悪いほうに備えて整備していくということで、ご了承していただければと思います。

もう一つ、処理方式の比較についてのご意見です。清掃工場については搬入されるごみ、いろいろなごみがございます。ですから、設計時については基準ごみを基にした高質ごみ、低質ごみという形でごみの分析をしております、それに基づいた施設の焼却炉だとか排ガスの処理についての大きさを決めております。そのために今回の工場については、195t、3 炉ということですので、基本的にはごみ量に合わせた運転の稼働率等になりますので、基本的に 1 炉当たりの約 8 割ぐらいの負荷率以上でないと、性能が確保できないと言われているものですから、そういう運用をしながら性能といいますか、公害防止を重視しながらやっていくということでございまして、何% という形での運転率というのは特にないものですから、考えておりません。

【岡本会長】 ありがとうございます。

【川瀬委員】 今の資料だけだと、数値が合わないように見えるので、まずこの資料だけでも数値が 1 日の処理量と全体処理量と、あと 2 施設の分配量がわかるようにしておいていただけるといいと思います。実運転を考慮して、どういう運転条件で比較したかがわかるように、資料上で前提条件を明らかにして検討していただきたいというのが私の趣旨でございます。

【岡本会長】 それでは、事業者さん、よろしいでしょうか。

【瀬川施設建設アドバイザー】 準備書の中でその辺を整理して、わかりやすく対応したいと思います。よろしくお願いします。

【岡本会長】 ぜひよろしくお願いします。

それでは、先生お願いします。

【羽染委員】 今の話に絡むのですが、普通の可燃ごみのほかに、例えば方法書の 2-9 ページを見ると、災害廃棄物が入って、焼却主灰が入って、不燃残渣が入る。普通の可燃ごみのほかに 3 種類入って、合計 4 種類の廃棄物が一つの炉の中に入るわけですが、それぞれ性状が違っているので、熔融をするときになかなか難しいのではないかなという感じがします。何かその辺の限界とかそういうものがあれば教えていただければということが 1 点と、熔融してつくったスラグを、せっかくスラグ化するわけですから、きちんと再利用していただきたいなと思うのですけれども、その辺の見込みはきちんとあるのでしょうか、というのが 2 点です。

以上です。

【岡本会長】 それでは、事業者さん、説明をお願いします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 まず、1 問目の処理に対する限界ということです。先ほどもちょっとお話ししましたとおり、処理方式がこれまではストーカ処理方式を千葉市は採用してきました。これはなぜかというと、焼却能力が大きい施設については適正があって安定化が一番あるからということで、東京都等、正式に採用している方式です。今回、先ほどもありましたけれども、可燃ごみのほかにいろいろな燃えにくいものも入れるということで計画しております。埋立場との関連もあることですが、実際には各々の性状を調べていまして、これを混ぜたときに想定したごみ質をまず、つくっております。それに応じてメーカーさんのほうに処理の計画の提案を出してもらうような形になっています。一番大事なのは、やっぱりごみというのは経験工学とかと言われていまして、理屈どおりにはいかないということで、実際に今やっているガス化で可燃ごみにプラス、うちと同じにやっているところが他の政令市でも幾つかありますので、今回うちのほうでやっていることもきちんとできるのかなと思っております。

それと、もう一点のスラグについてです。今回出たものについては、熔融スラグがすぐ出てきます。今でも実は新港清掃工場というところでストーカプラス灰熔融炉式がございまして、36t の灰熔融から出てくる熔融スラグがございまして、年間約 5,000t ぐらいの熔融スラグが出てきていまして、これは千葉市内及び千葉県内の道路のアスファルトに一部混ぜて再資源化を図っております。今度の新しい工場については、もっと量が出てきます。ということで、現状で見込んでおります公共道路のほかに、メーカーさんのほうから提案を受けまして、例えば二次製品等に販路みたいなもの広げて、そういう活用もしていくということを踏まえて、提案を受けたうち総合的に一番いいプラントメーカーを選定していくということで考えております。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

先生、よろしいでしょうか。

【羽染委員】 はい。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

ほかに質問ありますでしょうか。

では、先生、お願いいたします。

【北原副会長】 方法書のほうの要約書ですか、騒音・振動のところに「供用時」というのがありますね。これ確認ですが、「供用時」というのは、完成後、供用されているときに実測定をするということですね。測定をするのはいつかということを確認したいのですが。

【事業者A】 現地の調査については、現状の騒音・振動の調査を行います。予測については、できた後の予測と工事中の予測を行うということで考えております。

【北原副会長】 供用時の状態を予測するというのは、具体的にどういう形で予測するのか。

【事業者A】 新しくできる施設の騒音の発生源、各設備ですね。それをどういうものがあるかというのを調べて、それぞれのパワーレベルとか音源のレベルから、建物の遮蔽とか、そういうものを考慮して大体どれぐらいの騒音レベルか振動レベルかというのを予測いたします。

【北原副会長】 搬出入の交通による騒音・振動のことです。すみません。

【事業者A】 交通についても供用時の騒音・振動について予測を行います。それについては、将来来る車両の台数を想定しまして、計算式に基づいて予測を行っていきます。

【北原副会長】 わかりました。そうすると、この要約書の 26 ページに、関係車両台数というのがありますが、これが予測のベースになるということですか。

【事業者A】 基本はその台数になります。最終的にはもう少し精査しますが、現時点ではここに載っているものを想定しているということです。

【北原副会長】 わかりました。1 日 285 台、当然これピークというのがありますよね。そういう分布等はどのような形で予測されるのでしょうか。

【事業者A】 これについては、もう止まってしまいましたけれども、過去に動いていた北谷津工場とか、今稼働している新港ですとか北工場の搬入のパターンというのがあると思いますので、そういうのを加味しながら台数の分布というものを設定していこうと思っています。

【北原副会長】 わかりました。そこら辺のどのような形で搬出入の車両が来るのかという予測値をできるだけ早い段階で出していただけると、特に地域の方たちにとっては影響に対する具体的な評価ができるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 今のご質問ですが、今 2 工場体制で運用しますので、最大は 1 工場止まったときには 1 工場がフル稼働になります。それが今新しい工場が 9 月、もう一方が 2 月ということなので、その辺の時期はわかっていますので、準備書のほうで明らかにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

【岡本会長】 先生、よろしいですか。

【北原副会長】 はい、結構です。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

ほかに質問ございますでしょうか。

先生方よろしいでしょうか。お願いします。

【根上委員】 単に資料の間違いかもしれないのですが、説明いただいた資料の 34 ページのところ、「選定項目」の「工事」の「廃棄物の発生」というところに「日照障害」と「電波障害」のところに丸がついているのですが、工事中に発生した廃棄物で日照障害や電波障害が起こるというのはちょっと考えにくいので、どこか別のところにつけるつもりで間違えたのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【事業者 A】 大変失礼いたしました。これは隣の「地形改変後の土地及び工作物等の存在」ですので、一つ丸の位置がずれてしまいました。すみません。準備書の中にはきちんと訂正してお示しします。

【岡本会長】 ほかに質問ございますでしょうか。

先生、お願いします。

【羽染委員】 すみません、ちょっと教えていただきたいのですが、方法書の 2-19 ページには水銀の公害防止基準値があったり、たしか調査項目に微小粒子の調査項目があって、両方の項目が現地調査等は実施しますという形になっています。また、水銀についても来年の 4 月から公害防止基準値ができるという流れになっており、焼却施設等も非常に重要な発生源として見られていると思います。このように、微小粒子も環境基準ができましたし、水銀もこの本を見ると中環審の目標値みたいなものがあるということなので、そういうものが予測・評価項目に入っていないように見受けられるので、これらをどうお考えなのかというところをちょっと確認させてください。予測がなかなか難しいと思うのですが、その場合、今後どういうふうに考えて持っていくのかというところを教えていただければと思います。

【岡本会長】 それでは、事業者より説明をお願いいたします。

【事業者 A】 まず、水銀につきましては、今のところ予測・評価項目として選定し、予測を行っていくことで考えています。方法書の 8-24 ページをお開きください。この表 8-12 で大気質の予測項目が書いてありますけれども、その中で水銀は選びまして、長期的な平均濃度ということで予測を行っていきたいというふうに思っております。

あと、微小粒子状物質については、特に二次生成物質のところは予測のシミュレーションとか技術というのがまだそこまで行っていないくて、なかなか予測するのが難しいということですので、それについては、現況についてはとりあえず対象事業実施区域内の地点で測って、あとは将来できた後にモニタリングすることによって、その影響についてあったかどうかというのを確認していくということで考えていきたいというふうに思っております。

【岡本会長】 先生、お願いします。

【羽染委員】 そうすると、水銀は長期平均濃度を予測しますということですが、これはプルームとかパフ式で予測されるということになるのですか。

【事業者A】 はい。基本的には水銀が出るときにはガス状のものになりますので、プルームの方式で予測できるというふうに考えております。

【羽染委員】 微小粒子は検討中という理解でよろしいでしょうか。

【事業者A】 はい、検討中です。

【羽染委員】 わかりました。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【羽染委員】 はい。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

ほかに。

先生、お願いします。

【町田委員】 私はこの委員会に参加して日が浅いので基本的なことがたくさんわかっていないのですが、先ほどの議論で、私はガス化溶融方式がどうして大前提になるのか全くどこにあるのかわからなかったのですが、やっぱりこれはごみ質ですね、ごみ質の変化で対応すると。わかりました。このパワーポイントの説明で感じた部分で、ちょっと質問ではなくて意見になるかもしれないですけども、いろいろ市長から意見をいただいて、例えば、ごみの搬入などで天然ガスを使うとか、そういうのは別にパッカー車を使うわけではないですね。例えばパッカー車も天然ガスにできるのですか。

【瀬川施設建設アドバイザー】 ごみの収集車ということですので、パッカー車についてガソリンを天然ガスに、それから将来的には電気みたいなものについて……。

【町田委員】 わかりました。これから前提条件として温暖化防止のため CO₂ をできるだけミニマムにするとか、そういうことで電気自動車とか、これから 8 年もありますね。余り意見に合わせるように「電気自動車にします」とか「全部天然ガスにします」とか言うと、結局、車をつくる段階からですと、まだまだ CO₂ の排出量がみんな電気自動車にしないと大変なことになるとか、もちろん予算のこともあるだろうから実際にはできないでしょうけれど、そういうところをトータルで、部分最適化ではなくて全体でミニマムになるような計画を。市長や市民の意見を余り真に受けてジェスチャーするというのもかなりあると思います。ジェスチャーというのはおかしいですけど、うるさいからこのところはちょっとお金がかかってもやるかとか、まだ車がそんなに長持ちしないのに入れるかとか、そういうのはできるだけ避けて、やっぱり最適化を目指すというのをやっていただきたいなど。発電なんかも全部。それから、CO₂ ミニマムといっても発電すれば、その分発電の効率が上がるほうがいいわけですよ。だから、そういうところはポイントを外さないようにというか、長期で見てやっていただきたいなど。すみません、感想みたいになってしまいました。

【瀬川施設建設アドバイザー】 ありがとうございます。簡単に言うと、工場をつく

る発電みたいなものは、今すぐ施設に反映させていくという考え方でおります。今、先生がご指摘の車については、もうちょっと長い視点でということで記載されていますけれども、そういう形で、すぐやるのかと誤解されるような受け方もあると思いますので、その辺も検討させていただきたいと思います。

【町田委員】 ディーゼルなんかはかなり車自体がもちますから、周辺住民の方に排ガスが臭いとか、ディーゼルのパッカー車がふえて困るとか、それはもちろん解決しなきゃいけないですけれども、ここは東京のど真ん中ではないですから、もしディーゼルなんかで大量に運べるのだったら、多分そっちのほう効率はいいはずで、多分これからもずっと。だから、余り天然ガスに全部変えるとか、もちろん最適化というのは難しいですけど、そういうところも長期で考えていただきたいなと思います。

以上です。

【岡本会長】 先生、よろしいですか。

どうもありがとうございました。

【川瀬委員】 今のご質問に関連した意見ですが、要約書の 25 ページに今の発電の件が書いてあって、シャフト炉方式の場合は発電量が大きくなることがこの表でわかるわけですが、今後どっちがいいか比較検討するときに、環境影響評価のマイナス面だけの評価ではなくて、発電量は多分プラスで評価すると思うのですが。そのプラスマイナスの総合評価方法について、どう考えているのでしょうか。

【岡本会長】 お願いします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 今回この工場につきましては、PFI 的手法の DBO 方式、公設民営で一括で発注しようという形で今進んでいまして、実は昨日、実施方針の公表をホームページで開始しました。この後は、来年の 4 月から入札公告をして、業者の選定をしていって、来年度には契約したいということで進めております。その中で、この手続きの中では PFI の委員会というのがございまして、そこには学識の先生方がいらっしゃいます。そこに今、事務局のほうで入札の評価に対する技術評価、総合評価でやるのですが、技術評価の中で今ご指摘の発電量だとかいろんな実績だとか、まず一番大事なのが先ほどもありました可燃ごみのほかに焼却灰とか不燃ごみも入れると、その技術ができるのかどうかというのがまず一番重要かなと思っていまして、その辺の重みづけについては、今後、先ほど言った PFI の委員の方の意見を聞きながらものさしを決めて、総合評価を価格を含めてやっていくというようなことを今考えていますので、詳細については今年度いっぱいぐらいに決めて、来年の 4 月には公募できるかなと思っております。

以上です。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかに質問、意見ありますでしょうか。

先生、お願いします。

【杉田委員】 杉田と申します。細かいことですが、水生生物の生態系を選定

項目に選んでいただいている、その調査地点というのは先ほど拝見した・池ということでしょうか、そこだけでしょうか、というのが1つ。

それから、もう一つは、選定項目に地形・地質が入っていないのは、そういった改変がないからということですが、先ほど現地でのご説明では、湧き水があってもおかしくないように見えるような谷津の谷ですが、あそこを埋めてしまう可能性もあるというようなお話だったのですが、そういった可能性もあるのかどうか、お伺いします。

【事業者B】 水生生物の調査地点について回答差し上げます。

調査地域の中で水がたまっていたところは、あそこの地点のみでございましたので、その池になっていたところで水生生物の調査地点というふうに設定をいたしました。

【瀬川施設建設アドバイザー】 続いて、湧き水と、埋め立てるみたいなことについてお話しさせていただきますと、先ほども現地でご説明させていただきましたとおり、実際のプラットホーム側というところを見てみますと、計量棟の横の白三角のところ、この道路のところですが、これが一番高い地域でございまして、そこから池があるほうに向かいまして谷津になっておりまして、これが鹿島川流域という形でずっと水が流れていたということでございます。実際には今は水がなくて干上がった状態で土壌の概況調査をやるという形で、いろいろやっている状況を見ていただきました。

ということで、実際には下に流れていたのですが、池の上のほうの赤のところのりみたいなものがありますけども、民間のほうで埋め立ててしまっていて、実際にはここの区域の水がたまって、池というよりも調整池みたいなものになっていて、たまった水についてはポンプで圧送して下水道のほうの雨水に流しているというような状況でございます。ということで、新しい工場は大きい工場になりまして、掘削等もすると、先ほどもちょっと申し上げましたけど、約 4 万^m³ぐらいの掘削土が出るのではないかとということもございまして、これの処理につきまして、提案者のほうで例えば埋めるというような提案があった場合には、そういうふうな手法になるかと思しますので、実際に業者が決まった時点でそういう工法が決まれば、準備書のほうに反映させていただくというふうに考えております。

以上です。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。もし補足意見がありましたら、どうぞ。

【杉田委員】 もし埋め立てることになったら、そこに水がなくても底生生物等がいると思いますので、影響評価のほうもよろしくお願いしたいと思います。

【岡本会長】 よろしいですか。

【杉田委員】 はい。

【岡本会長】 ほかに質問、意見等ございますでしょうか。

先生、お願いします。

【北原副会長】 景観の件ですけど、遠くから見た眺望景観のチェックについては、

提出いただいて、かなりしっかりやっていただけるかなという感じですが、要約書の 24 ページに景観計画というのがあって、ここでは「工場棟の上部に淡い色や自然色調を使うなど、周辺環境との調和を図る」という方針が掲げられているのですが、パワーポイントの表紙のところに、これはあくまでもちょっと書いてみたというパースだと思うのですが、かなり存在感のある状態になっていて、24 ページの記述とこれは余り一致しないのではないかなという気がします。特に、建屋の高層部のところというのは、近くから見ても遠くから見ても空が背景になるんですね。やっぱり空にできるだけ溶け込むような色を、こういう茶系のものはまず溶け込まないので、そこら辺のところを十分に、24 ページに書かれていることはそのとおりなのですが、具体的にシミュレーションをするときにそういったことを念頭に置いてシミュレーションしていただければと思います。よろしくお願いします。

【岡本会長】 お願いします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 景観ですが、いろいろご指摘もありますけど、実は千葉市については、「うみ」「まち」「さと」という位置付けがありまして、その位置付けに則って採用してほしいみたいな色がございます。その中の「さと」の中の色が実は茶色ということで、千葉市に都市計画の部署があるのですが、そこと協議をして、これでいいよといただいたもので今計画しております。すみません。

【北原副会長】 すみません、景観の代表として私出ていることになっているので、確かに「さと」のアースカラーみたいなのはイメージカラーとしてあるのですが、やはり個別の施設に関して言うと、それをそのまま杓子定規に当てはめるのがいいというふうには考えないでください。やはりこういったかなりマッシブな建物があるときに、それを見上げたり遠くから見たりしたときに、やっぱり背景になっている空の中にできるだけ溶け込んでいくような形で、シンボリックに目立たせたい施設は別ですけど、これは必ずしもそういう感じではないので、そこら辺の色使いは、むしろ余りアースカラーにこだわらずにやっていただければと思います。

【瀬川施設建設アドバイザー】 はい、今ご意見をいただきましたので、関係部署と協議しながら再度検討したいと思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。

先生、お願いします。

【根上委員】 私は建築の代表ということになっているので、今、北原先生からご指摘のあったところで、同じページのところに「かつ、シンボリックなデザインにする」ということも書いてあるので、どうなるのかなと、やり取りを聞きながら心配になったのですが、いかがでしょうか。シンボリックな部分というのは何を指しているのかなと。

【瀬川施設建設アドバイザー】 今度は煙突が 130m と高くなりますので、そのデザインを当時は丸とか四角とかいろいろあったのですが、この地区のランドマークといえますか、大きい建物ですので、煙突が一番該当するのかなと思っています。

【根上委員】 今、北原先生からご指摘のあった「溶け込ませる」というものと「目

立たせる」というのは、やっぱり逆のベクトルになるので、どっちの基調でいくのかなと気になったので、ちょっとコメントさせていただきました。

【岡本会長】 それでは、ぜひ二人の先生の意見を参考にしてよく検討して考えていただければと思います。

【瀬川施設建設アドバイザー】 都市計画のほうにそういう部署があつて、そこにも学識の先生がいらっしゃいますので、その辺の意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

【岡本会長】 先生方、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

ほかに質問、ご意見ございますでしょうか。いかがでしょう。

では、先生、お願いします。

【土谷委員】 生き物の調査の事が出たのですが、工事中と工事をする前と何回かやるということですか。それとも、前にやっておいて、重要だと思う種だけ調べるとのことですか。もう少し詳しく年度ごとのことをちょっと教えてください。

【事業者B】 動植物の調査時期についてご説明いたします。

動植物の調査時期につきましては、工事の前に実施をいたしまして、生息状況などの把握を行います。それぞれ生物の出現期間などが異なりますので、それぞれの出現期間などに応じた形ということで、基本的には四季調査を予定しています。

【土谷委員】 もう一ついいですか。それで、生き物というのは年度ごとに差があることが結構多いと思うので、常時いる生き物もいますし、年変動が大きいものもありますから、そこを注意して調べていただきたいと思います。

【事業者B】 ご意見ありがとうございます。特に自然動植物などが大草谷津田いきものの里などに多いかと思えますけれども、そういったところに関しては既存の調査資料などがございますので、そういったところをよく調べて、発生時期などや、また注目すべき種類、そういったところに着目しながら調査を実施していきたいと思っています。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

ほかに質問、意見ございますでしょうか。

もしなければ、次に移らせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続いて次第（２）「その他」です。

事務局から何か連絡事項がございますでしょうか。よろしく願いいたします。

【遠藤環境保全課課長補佐】 それでは、事務局から３点ほどご連絡がございます。

まず、１点目ですが、次回の審査会の日程についてですが、議題１でもご説明いたしました、来年の１月３１日（水）、午後１時３０分から千葉市役所本庁舎８階の正庁にて、今年度５回目の審査会を開催する予定です。開催通知は後日改めてお送りしますが、ご出席いただける方におかれましては予定の確保をよろしくお願いいたします。

2点目ですが、追加のご質問、ご意見の提出についてです。追加のご質問、ご意見がございましたら、12月22日（金）まで受け付けさせていただきます。明日の午前中までに事務局より意見書の用紙をメールにて送付いたします。いただいたご質問等につきましては、次回の第5回審査会にて事業者から説明をしてもらう予定です。

3点目ですが、議事録の確認についてです。本日の議事録は、事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、何か質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がないようですので、これで本日の審議は終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

【遠藤環境保全課課長補佐】 岡本会長、どうもありがとうございました。

これをもちまして、平成29年度第4回環境影響評価審査会を終了いたします。

長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後 4時33分 閉会